猟犬を飼育されている皆さまへ

飼い主の方には、狂犬病予防法により、「猟犬の市町への登録」「狂犬病 予防注射の実施」「鑑札及び予防注射済票の装着」が義務付けられています が、それらを果たされていない方がいます。

また、狩猟や有害捕獲などを行っている最中に猟犬がはぐれ、<u>住民の方を</u> 襲って怪我を負わせるといった事故も発生しています。

このため、下記に留意し、**飼い主の方が責任を持って管理**してください。

- ●猟犬の登録、予防注射の実施、鑑札・注射済票の装着をお願いします。
- **迷子対策**として、**飼い主の住所・氏名・連絡先が分かる札等を装着**してください。また、連絡先などが分かるマイクロチップの挿入やGPS発信機の装着などに努めてください。
- ●狩猟・有害捕獲などを行った**当日中に、猟犬を回収**してください。
- ●猟犬が狩猟などに使用できなくなっても、**終生飼養**するようにしてください。
- ※猟犬は、**あなたの大切なパートナー**です。**迷子になったり、他人に迷惑を かけることがないよう**に、**責任を持って管理**してください。

担当:佐賀県生活衛生課・生産者支援課